

議案第 48 号

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町の公共下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出しを「(水道事業及び公共下水道事業の設置)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 下水（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。）を排除し、又は処理することにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（公共下水道事業に対する法の適用）

第 1 条の 2 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）

第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。第 3 条第 1 項において「令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 2 条第 1 項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条第 2 項中「給水区域」を「水道事業の給水区域」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公共下水道事業の排水区域面積、排水人口及び 1 日最大汚水量は、別表第 2 のとおりとする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「施行令」という。）」を「令」に改め、「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条第 2 項中「水道事業管理者である長（以下「長」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」に、「環境整備部上下水道温泉課」を「環境整備部」に改める。

第 5 条から第 7 条までの規定中「水道事業」の次に「又は公共下水道事業」を加える。

第 8 条第 1 項中「長は」を「管理者は」に改め、「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、同条第 2 項第 3 号中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、「長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「長」を「管理者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

施設名	排水区域面積	排水人口	1 日最大汚水量
箱根町公共下水道	1,048 ヘクタール	8,079 人	26,744 立方メートル

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（箱根町下水道事業特別会計条例の廃止）

2 箱根町下水道事業特別会計条例（昭和 60 年箱根町条例第 17 号）は、廃止する。

（箱根町部設置条例の一部改正）

3 箱根町部設置条例（平成 19 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条環境整備部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、以下 1 号ずつ繰り上げる。

（箱根町職員定数条例の一部改正）

4 箱根町職員定数条例（昭和 32 年箱根町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表町長の事務部局の職員の項中「240 人」を「229 人」に改め、同表公営企業の事務部局の職員の項中「10 人」を「21 人」に改める。

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）

5 箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 塩素滅菌作業に従事する職員の特殊勤務手当の項中「下水道及び」を削る。

（箱根町行政手続条例の一部改正）

6 箱根町行政手続条例（平成 9 年箱根町条例第 13 号）の一部を次のように改

正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「、箱根町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業管理者」を「(町長にあっては、箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 1 条の規定により設置される水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)」に改める。

(箱根町個人情報保護条例の一部改正)

- 7 箱根町個人情報保護条例(平成 14 年箱根町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「水道事業管理者」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者」に改める。

(箱根町情報公開条例の一部改正)

- 8 箱根町情報公開条例(平成 15 年箱根町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「水道事業管理者」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者」に改める。

(箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 9 箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年箱根町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、箱根町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業管理者」を「(町長にあっては、箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 1 条の規定により設置される水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)」に改める。

(箱根町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 10 箱根町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「水道事業企業職員」を「水道事業及び公共下水道事業の企業職員」に改める。

第 2 条中「、箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 13 号)及び箱根町職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年箱根町条例第 10 号)」を「及び箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 13 号)」に改める。

第 3 条第 2 項中「水道事業管理者である長」を「水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長(次条において「管理者」という。)」に改める。

第 4 条中「水道事業管理者である長」を「管理者」に改める。

(箱根町公共下水道条例の一部改正)

11 箱根町公共下水道条例(昭和 60 年箱根町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条、第 6 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに第 19 条の 3 第 1 項第 3 号中「規則で」を「町長が」に改める。

第 22 条中「、規則で定めるところにより」を削る。

第 27 条第 3 号及び第 5 号、第 28 条第 1 号、第 29 条第 2 号、第 31 条第 6 号、第 35 条第 1 項並びに第 36 条中「規則で」を「町長が」に改める。

(箱根町公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の箱根町公共下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の際現に同項の規定による改正前の箱根町公共下水道条例の規定によりなされている申請その他の行為は、同項の規定による改正後の箱根町公共下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

(箱根町水道事業給水条例の一部改正)

13 箱根町水道事業給水条例(平成 10 年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「箱根町水道事業の設置等に関する条例」を「箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改める。